

○ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（附則第五十条関係）

改正案	現行
（業務の範囲） 第十条（略） 2・5（略） 6 第二項第五号の二の「特定目的会社」、「資産流動化計画」又は「特定社債」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項、第四項又は第七項（定義）に規定する特定目的会社、資産流動化計画又は特定社債をいう。 7・8（略）	（業務の範囲） 第十条（略） 2・5（略） 6 第二項第五号の二の「特定目的会社」、「特定社債」又は「資産流動化計画」とは、それぞれ特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第二項若しくは第五項（定義）又は第五条（資産流動化計画）に規定する特定目的会社、特定社債又は資産流動化計画をいう。 7・8（略）